別表

添付書類	説　明	備　考
１　受付票		○
２　建設業許可証明書又は建設業許可通知書	法第３条第１項の規定により造園工事業の許可を受けていることを証する書面の写し	○
３　経営事項審査の総合評定値通知書	国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営事項審査に係る建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号。以下「規則」という。）別記様式第２５号の１５の総合評定値通知書の写し。ただし，２０２１年（令和３年）７月６日以降に審査基準日が到来したもので最新のものとする。	○
４　完納証明書	福山市に納付すべき市税の完納を証明したもの（写しでも可）	○
５　納税証明書	消費税及び地方消費税の納税証明書（国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書「その３」未納税額のない証明用），写しでも可。	○
６　技術職員名簿	直近に受審した経営事項審査に係る，規則別記様式第２５号の１４別紙２の技術職員名簿の写しに，朱書で加除訂正を行って申請日現在の状況を示すようにしたものとする。なお，剪定等業務を希望する者は，街路樹剪定士又は造園技能士の有資格者を必ず記入すること。 **朱書で追加した技術職員及び資格**については，当該資格を証する書面及び雇用関係の確認できる書面の写しを添付すること。	○
７　業務経歴書	直前１年間の公園の剪定除草等業務における主な業務経歴を記載すること。	○
８　営業用機械器具調書		○
９　印鑑証明書	原本に限る。	○
１０　使用印鑑届	実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。	△
１１　商業登記簿謄本	法人のみ提出すること。（写しでも可）。	△
１２　認定通知書送付用封筒	長形３号封筒（社名等の入っているものも可）に，切手８４円を貼付し，宛名を記入すること。（郵送提出の場合は２通提出すること。）	○

注１　備考欄の○印は，提出を必要とするものを示す。△印は，該当する者のみ提出を必要とするものを示す。

２　添付書類については，入札参加資格審査を申請する日を基準日として作成し，第２項に定める書類のうち建設業許可証明書並びに第４項，第５項，第９項及び第１１項に定める書類については，資格審査申請書を提出する日の３か月前の日以後に発行されたものを添付すること。

３　第２項に定める書類については，許可の更新手続中に限り，直近に申請した許可官庁の受付印のある規則別記様式第１号及び別表の建設業許可申請書の写しで代えることができるものとする。

４　第３項の審査基準日とは，経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日をいう。ただし，それ以後に合併，営業譲渡又は会社分割（以下，「合併等」という。）を行い，合併時，譲渡時又は分割時（以下，「合併時等」という。）に経営事項審査（以下，「特殊経審」という。）を受けた場合には，合併時等の日をいう。特殊経審又は合併時等一期経審（合併時等以後初めての事業年度終了の日を審査基準日とした経営事項審査をいう。）の総合評定値通知書の写しを提出する場合には，合併等の状況によっては，工事種類別年間平均完成工事高等が認められない場合があるので，申請時に必ず特殊経審又は合併時等一期経審の総合評定値通知書の写しである旨を申し出ること。

なお，第３項に定める書類については，規則別記様式第２５号の１４の総合評定値請求書（別紙１，別紙２及び別紙３を含む。）の写しで広島県知事が受付済みであることを証したもの及び登録経営状況分析機関が発行した経営状況分析結果通知書の写しで代えることができるものとする。

また，総合評定値通知書において，「雇用保険加入の有無」，「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は，別途保険への加入が確認できる書類を提出すること。

５　第９項，第１０項及び第１１項については，２０２３年度（令和５年度），２０２４年度（令和６年度）の建設工事入札参加資格申請をしている者については省略することができるものとする。